

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 税率改定などのお知らせ

国民健康保険税についてくわしくは
 税務課 市民税係 ☎(21)5113
 後期高齢者医療保険料についてくわしくは
 税務課 市民税係 ☎(21)5113
 県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805

後期高齢者医療保険の 保険料率などについて

後期高齢者医療制度は、75歳以上の全ての方、一定の障がいがあると認定された65歳以上の方を対象とした医療制度です。

◆4月からの保険料率

保険料率は、高齢化や医療技術の高度化などの影響による1人当たりの医療費の増加などに対応するた

国民健康保険は、病気やけがをし
 たときの経済的負担を軽くし、安心
 して医療を受けられるよう助け合う
 制度です。加入している皆さんが負
 担する保険税で運営していますが、
 保険給付に掛かる費用の状況などを
 考慮し、安定した保険運営のために
 必要な税率改定を行います。

◆税率改定の内容

下表のとおり、次の内容で改定を
 行いました。なお、今回の税率改定
 は増収目的のものではありません。

- ①資産割税率の引き下げ
 平成26年度改定に引き続き、段階
 的に資産割(※1)を引き下げ、固定
 資産の有無による差を縮小します。
 また、その影響分を所得割(※2)税
 率に求めます。
- ②賦課限度額(※3)の引き上げ
 現在の賦課限度額は国の基準を下

表：国民健康保険税の改定内容

項目	改正前	改正後	比較増減	
医療保険分 (全ての被 保険者)	所得割率	7.2%	7.4%	0.2%
	資産割率	15.0%	10.0%	▲5.0%
	均等割額	23,000円	23,000円	—
	平等割額	29,000円	29,000円	—
後期高齢者分 支援金分 (全ての被保 険者)	賦課限度額	510,000円	510,000円	—
	所得割率	1.9%	2.1%	0.2%
	資産割率	3.0%	0%	▲3.0%
	均等割額	7,000円	7,000円	—
介護保険分 (40歳以上 65歳未満の 被保険者)	平等割額	5,000円	5,000円	—
	賦課限度額	140,000円	160,000円	20,000円
	所得割率	1.5%	1.6%	0.1%
	資産割率	3.0%	0%	▲3.0%
低所得世帯に対する 軽減割合	均等割額	7,000円	7,000円	—
	平等割額	6,500円	6,500円	—
	賦課限度額	120,000円	140,000円	20,000円
低所得世帯に対する 軽減割合	7割・5割・2割	7割・5割・2割	—	

用語解説

- ※1 資産割：加入者の当該年
 度の固定資産税額に応じて加
 算される額
- ※2 所得割：被保険者の所得
 に応じて加算される額
- ※3 賦課限度額：賦課される
 保険税(年額)の上限額
- ※4 均等割額：加入者1人当
 たりが等しく負担する額

◆所得の低い方に対する軽減措置
 所得の低い方に対する均等割軽減
 のうち、5割、2割軽減については、
 軽減の対象となる所得の基準が拡充
 されます。

その他の9割、8・5割軽減や所
 得割軽減、後期高齢者医療被保険者
 の資格を取得する前日まで被用者保
 険の被扶養者であった方に対する保
 険料軽減措置は、平成28年度も継続
 されます。詳細については、お問い
 合わせください。

市の広聴事業について お知らせします



くわしくは
 秘書広報課 広報広聴係 ☎21-5135

広報事業と広聴事業について

市は、各種計画に基づくさまざまな
 な事業に取り組んでいます。そして、
 その内容を皆さんにお知らせするの
 が広報事業です。現在、広報につこ
 うや市ホームページ、メール配信
 サービス、とちぎテレビを利用した
 データ放送など、複数の媒体を使っ
 て広報事業を行っています。

一方で、情報を発信するだけで市
 民の意見を取り入れられないのでは、ま
 ちづくりが行政からの一方通行とな
 り、市が目指す市民と行政の協働に
 はなりません。このため、皆さんか
 らの市に対する意見や提案、要望な
 どを市政に反映させるため、次のよ
 うな広聴事業に取り組んでいます。

ほっとメール事業について

郵送やメールなどで市や市長への
 意見を受け付け、回答するのが「ほっ
 とメール」事業です。

市長宛に送られたものについては、
 全て市長が目を通します。その後、
 市長が各担当部局へ回答案の作成を
 指示し、作成後に内容を確認・修正
 します。原則として1カ月以内を目
 安に、差出人へ回答をお送りして
 います。

担当課宛に送られたものについて

図：ほっとメール入力フォーム

は、主に電話やメールなどで差出人
 に各担当者が直接回答をします。回
 答は基本的に担当課の判断となるた
 め、市長宛のものとは比べると迅速な
 対応が可能です。

市ホームページの「くらしの情報」
 や「市の情報」などの各ページ下部
 にお問い合わせボタンを設けていま
 す。そこから、ほっとメールの専
 用フォーム(右図参照)に入力し、市
 への要望やお問い合わせを簡単に送
 ることができますので、ご利用くだ
 さい。

ほっとトーク事業について

市政を身近に感じてもらうため、
 市民と市長が直接話し、意見交換を



平成27年度のほっとトークの様子

行うのが「ほっとトーク」事業です。
 市長が市民の皆さんからの意見に対
 し、その場で直接お答えします。

ほっとトーク事業は毎年各地域で
 開催しています。平成28年度は「第
 2次日光市総合計画」に定められて
 いる「まちづくりの基本施策」をテー
 マに、開催を予定しています。詳し
 い事業内容については、秘書広報課
 までお問い合わせください。

その他の広聴事業について

これらの事業の他にも、隔年で実
 施している「市民アンケート調査」
 や、市が行う事業に対して市民の意
 見を事前に聴く「パブリックコメン
 ト制度」など、さまざまな広聴事業
 を行っています。

市はこれからも、市民と協働のま
 ちづくりに取り組んでいきます。